【自治労大阪府職員労働組合労働支部　回答（概要）】

１の要求について、良き労使慣行については、今後とも尊重してまいりたい。また、必要に応じ、支部とも十分に協議・話し合いを行ってまいりたい。

２の要求について、商工労働部における「ハラスメント防止」に関する取組みに加え、雇用推進室では、毎年度、セクハラ・パワハラをテーマとした人権啓発研修を実施しているところ。今年度は、９月１４日・１５日の２日間にわたり、ＤＶＤと意見交換会を組み合わせた参加型の研修を行うことにしている。

研修については、ハラスメント防止啓発員等を通じて、その効果の把握に努めてまいりたいと考えている。

今後、皆様のご意見をお伺いしながら、１人でも多くの職員が参加できるよう、工夫を凝らしてまいりたい。

　３の要求について、時間外勤務の縮減は、職員の健康管理や、適正な労働条件・労働環境の確保等の観点からも重要である。そのため、各グループで働き方改革に向けた具体的な取組み内容と目標を設定しており、グループ長・働き方改革推進員とともに取組み内容と時間外実績の進捗管理を行うなど、時間外勤務縮減に向けた取組みを推進していく。

　また、適正な時間外労働申請については、上司が部下の時間外勤務の必要性を判断した上で、やむを得ず時間外勤務を命じる場合は、事前に届出・命令を行うとともに事後報告についても速やかに届出をさせる等、正確な時間外労働の把握につとめているところ。

　年次有給休暇の取得促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実行性の確保につとめているところ。

　４の要求について、平成27年度の監査の指摘をうけ、現行の職業訓練手当の在り方については、現在条例所管課と検討を行っているところ。見直しに向けた方向性、考え方については、十分、意見交換を行い、検討を進めてまいりたい。